

社会福祉法人美楽会特別養護老人ホームさくら爽短期入所生活介護運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美楽会が開設するユニット型特別養護老人ホームさくら爽（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム さくら爽
- (2) 所在地 岩手県北上市さくら通り三丁目7番7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホーム施設長兼務）
管理者は、施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 副管理者 1名（特別養護老人ホーム副施設長兼務）
副管理者は、管理者を補佐し、管理者事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者の日常生活についての相談、援助及びこれ等の計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。
- (5) 介護職員 60名以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- (6) 看護職員 4名以上
看護職員は、医師の診療補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、給食献立の作成、利用者の栄養指導を行う。
- (9) 医師 1名以上
医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(組織及び勤務体制)

第5条 施設の業務を行うための組織、業務分掌、及び職務権限については、組織規程に定めるところによる。

2 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

3 管理者は、毎月勤務割表を策定し職員に周知するものとする。

4 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は、10名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

(1) ユニット数 1ユニット

(2) ユニットごとの利用定員 10名

3 前項の他、特別養護老人ホームさくら爽に空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、事業及び介護予防短期入所生活介護事業に利用できるものとする。

(サービス内容と手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した「重要事項説明書」を交付して説明を行い、サービス提供の開始について「重要事項説明書確認書」により利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 施設は、正当な理由なく事業の提供を拒まない。

(受給資格の確認)

第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査委員会意見が記されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用申込者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には、行われるよう必要な援助を行うものとする。

(施設サービスの提供方針)

第11条 施設は、施設サービスの提供に当たって、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、居宅サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持ち、あるいはそれぞれの個性を生かしながら生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 7 前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第12条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
- 8 施設は、日中常時一人以上の常勤の介護職員又は看護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、利用者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

10 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第13条 施設は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条 施設は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 施設は、健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記入するものとする。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事の提供)

第16条 施設は、利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第17条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者又はその家族の同意を得て、代行できるものとする。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図りつつ、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供するものとする。

(利用料その他の受領)

第19条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる項目について別紙に定める費用の額の支払いを受けるものとする。
 - (1) 滞在に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 自宅から持ち込んだ電気製品の使用に伴う電気料
 - (5) 理美容代
 - (6) 私物の洗濯代
 - (7) 預貯金、現金等の出納管理料
 - (8) 前7号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 施設は、法定受領サービスに該当しない施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第21条 施設は、利用者の居室の決定に際しては、原則として入居希望者の要望を尊重するものとするが、本人の健康状態または入居状況等の理由により、要望に添えない場合がある。

- 2 利用者は、施設的环境等に支障のない範囲において、居宅において使い慣れた家具等を持ち込むことができる。
- 3 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
 - (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の生活を脅かさないこと
 - (4) サービス担当職員または他の入居者に対し迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと

(損害賠償)

第22条 利用者は、施設、設備について故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

2 損害弁償の額は、利用者の収入その他の事情を考慮して減免できるものとする。

(緊急時における対応)

第23条 施設の職員等は、施設サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設の協力医療機関、並びに家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の予防及び発生時の対応)

第24条 施設は、事故発生防止の指針を定め、事故の防止に努めるとともに、事故発生時には適切に対応するものとする。

2 施設は、事故防止のための委員会を設置するとともに、職員研修を行い、安全教育を徹底するものとする。

3 施設サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族、市町村に連絡を行うものとする。

4 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第25条 施設は、防火管理についての責任者を定め、天災その他の非常災害に備えるために消防計画等の具体的な計画を作成の上、自衛消防隊や夜間防災体制を編成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、地域住民の協力を得て、防災体制の協定を行うとともに、消防設備の点検を実施するものとする。

(衛生管理)

第26条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適切に行うものとする。

(感染症の予防)

第27条 施設は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないよう対策を検討する委員会を設置し、対応のための指針の策定、職員研修、日ごろからの健康状態の確認に取り組むものとする。

(重要事項の掲示)

第28条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第29条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の情報を他に漏らしてはならない。

2 施設は、職員であったものが、正当な理由がなく業務上知り得た入居者又はその家族の情報を漏らすことがないように、雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(虐待防止)

第30条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修会を定期的を実施
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行う
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 施設は、サービス提供中に当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第31条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第32条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第34条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(法令との関係)

第35条 この規程の定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及

び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 条）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

（改正の手続き）

第 36 条 この規程を改正する時は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第 19 条等 3 項 関係）

費用区分	費用の額
(1)-1 滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 2,066 円
(1)-2 滞在に要する費用（介護保険負担限度額認定者）	第 1 段階認定者 ユニット型個室 日額 820 円 第 2 段階認定者 ユニット型個室 日額 820 円 第 3 段階認定者 ユニット型個室 日額 1,310 円
(2)-1 食事の提供に要する費用	朝食 500 円 昼食 650 円 夕食 650 円
(2)-2 食事の提供に要する費用（介護保険負担限度額認定者）	第 1 段階認定者 日額 300 円 第 2 段階認定者 日額 600 円 第 3 段階①認定者 日額 1,000 円 第 3 段階②認定者 日額 1,300 円
(3)利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	実費
(4)自宅から持ち込んだ電気製品の使用に伴い必要となる費用	1 品目 日額 30 円（電気カミソリは除く）
(5)理美容代	実費
(6)私物の洗濯代	実費
(7)預貯金、現金等及び健康保険証等の出納管理料	預貯金、現金等 日額 50 円
(8)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品（シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等）は実費 ・教養娯楽の活動で用いる材料代は実費（希望による） ・診断書料（消費税を含んだ料金） 死亡診断書 7,000 円 身体障害者診断書・意見書 5,000 円 特定疾患診断書 5,000 円 生命保険請求診断書 5,000 円